

特定非営利活動法人日本マンガ・アニメトキワ荘フォーラム定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、特定非営利活動法人日本マンガ・アニメトキワ荘フォーラムと称する。また、英文名を Japan Manga Anime TOKIWASOU Forum といい、略称をトキワ荘フォーラムとする。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都豊島区南長崎三丁目16番6号日本加除出版株式会社内に置く。

(目的)

第3条 当法人は、マンガの聖地と言われるトキワ荘及び関係マンガ家・アニメーターについて顕彰・伝承し、日本の誇る知的財産であるマンガ・アニメ文化を研究・振興し、並びに地方自治体・関連団体と連携・発信することにより、マンガ・アニメを通じて社会の発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 当法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) トキワ荘及び関係マンガ家・アニメーターについて顕彰・伝承する事業
- (2) マンガ・アニメ文化を研究・振興する事業
- (3) 地方自治体・関連団体と連携・発信する事業
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

2 当法人は、その他の事業として、次の事業を行う。

- (1) ホームページ等への広告掲載事業
- (2) 事業関連の物品の販売事業
- (3) その他前各号に付帯関連する一切の事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会 員

(会員の種別)

第6条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員当法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員当法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長宛に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第1項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会で別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員は、次の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人の死亡、若しくは失蹤宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) 本定款に違反したとき。
 - (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 当法人は、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上7名以内
 - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、1名以上2名以内を副理事長とする。

(資格)

第13条 法第20条各号のいずれかに該当する者は、当法人の役員になることができない。

- 2 監事は、理事又は当法人の職員を兼ねてはならない。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(選任及び解任)

第14条 理事及び監事の選任は、総会においてこれを行う。

- 2 理事長及び副理事長の選任は、理事の互選とする。
- 3 理事及び監事が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 4 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(理事及び理事長等)

第15条 理事長は、本定款に別に定める職務を行い、当法人の業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事長と副理事長が、当法人を代表し、理事長及び副理事長を除くほかの理事は、当法人を代表しない。
- 4 理事は、理事会を構成し、本定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

(監事)

第16条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) 当法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又は当法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の開催を請求すること。

(任期等)

第17条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠により就任した役員任期は前任者の任期の満了する時まで、増員により就任した役員任期は、現任者の任期の満了の時までとする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(報酬)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(会議の種類)

第20条 当法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任及び解任
- (7) 解散における残余財産の帰属
- (8) その他運営に関する重要事項として理事会が議決した事項

(総会の開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第 16 条第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第 24 条 総会は、定款に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決等)

第 27 条 総会における議決事項は、法令の規定によって予め通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、総会出席者の 2 分の 1 以上の同意により議題とすることができる。

2 総会の議事は、本定款に別段の定めがあるものを除き、出席した正会員の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は前条及び本条第 2 項、次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

- (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事から第16条第5号の規定に基づき招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長又は副理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面若しくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人が記名押印又は署名しなければならない。

第 5 章 資 産

(資産の構成)

第 38 条 当法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第 39 条 当法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 当法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、

理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第41条 当法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第42条 当法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の2種とする。

(事業年度)

第43条 当法人の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(事業計画及び予算)

第44条 当法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正等)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、予算の追加又は更正をすることができる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第49条 当法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 当法人の定款変更の決議は、総会に出席した正会員総数の4分の3以上の多数による議決を得なければならない。なお、法第25条第3項に規定する事項の変更については、所轄庁の認証を得なければならない。

- 2 当法人の定款を変更(法第25条第3項に規定する事項の変更を除く。)した場合は、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第51条 当法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

- 2 前項第1号の事由により当法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

- 3 第1項第2号の事由により当法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 当法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 当法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得なければならない。また、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 当法人の公告方法は、当法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載する方法とする。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、当法人のホームページにおいて行う。

第9章 顧問等

(顧問)

第55条 当法人は、当法人の運営その他の事項につき諮問、相談をする等の目的で、顧問を1名以上置くことができる。

- 2 顧問は、理事長がこれを委嘱する。ただし、理事会の承認を要する。

3 顧問の任期は2年とする。ただし、再委嘱を妨げない。

(参 与)

第 56 条 当法人は、当法人の運営その他の事項につき援助、参画させるため、参与を1名以上置くことができる。

2 参与は、理事長が選任する。

3 参与の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第 10 章 事務局

(事務局の設置)

第 57 条 当法人は、当該法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第 58 条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第 59 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会によって定める。

第 11 章 雑 則

(細 則)

第 60 条 本定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 本定款は、当法人の成立の日から施行する。

2 当法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長 尾 中 哲 夫

副理事長 小 室 裕 一

理 事 三 木 文 夫

理 事 小 出 幹 雄

理 事 関 澤 賢

監 事 今 村 賢 士

監 事 海老原 大 樹

3 当法人の設立当初の役員の任期は、本定款の規定にかかわらず、当法人成立の日から平成26年6月30日までとする。

4 当法人の設立当初の事業年度は、本定款の規定にかかわらず、当法人成立の日から平成25年6月30日までとする。

5 当法人の設立当初の事業計画及び予算は、本定款の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 当法人の設立当初の入会金及び年会費は、本定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 入会金 3,000 円、年会費 10,000 円 (ただし、入会年度は 7,000 円)

(2) 賛助会員 年会費 3,000 円 (個人)、 1 口 30,000 円 (法人) (1 口以上)

附 則 (平成 31 年 4 月 27 日)

本定款は、平成 31 年 4 月 27 日から施行する。